

第2次多度津町地域福祉計画・
自殺対策計画及び
成年後見制度利用促進計画、
再犯防止推進計画
《概要版》



2024年3月
多度津町

計画策定にあたって

計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づく行政計画であり、住民から出された生活課題に対して、町が地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での基本事項を定めるものです。

「自殺対策計画」は、「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として「自殺総合対策大綱」の方針を踏まえて策定するものであり、本町における自殺対策関連施策の具体的な展開を示すものです。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条の規定に基づき策定する「多度津町成年後見制度利用促進計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づき策定する「多度津町再犯防止推進計画」を包含する計画として策定します。

地域福祉とは

「地域福祉」は、すべての人々が住み慣れた地域で、地域の一員として尊厳をもって、安心して暮らせるよう「共に支え合う仕組み」をつくっていくことです。

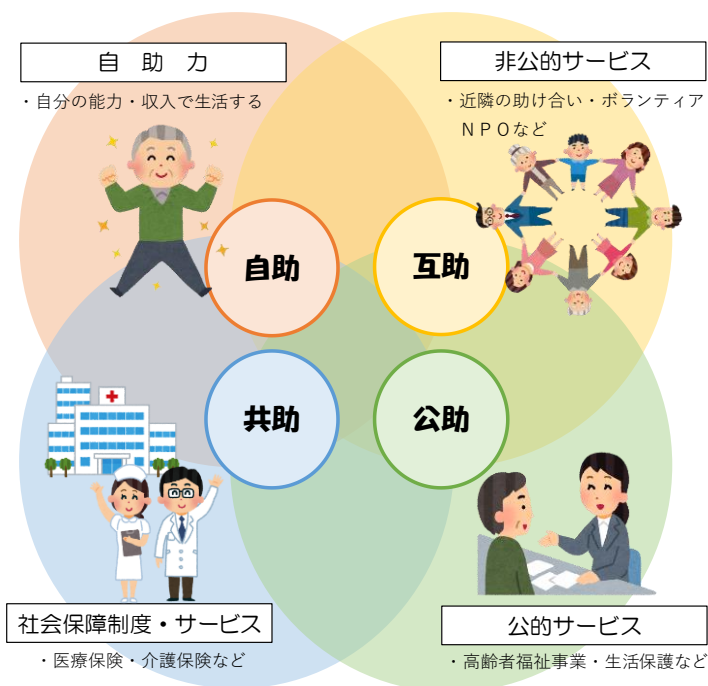
これまで「福祉」というと、高齢者、障がい者、児童など、分野別に必要な福祉サービスを提供するもので、「特定の人のため」という意味合いが強いものでした。

しかし、本来、誰もが日常生活の中で悩みや課題を抱え、手助けが必要になるときがあります。

そして、そのすべてを個人や家族、あるいは公的サービスだけで解決することは困難です。

これらの多種多様な生活課題を解決するためには、地域住民、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。

そのためには、自助・互助・共助・公助の重層的な取り組みが大切です。



自助	自分自身や家族でできることは自ら行う
互助	地域の中の助け合い(ボランティア・NPO等を含む)で解決を図る
共助	医療保険制度、介護保険制度など制度化された助け合いで解決を図る
公助	行政などが行う公的なサービスを活用して解決を図る



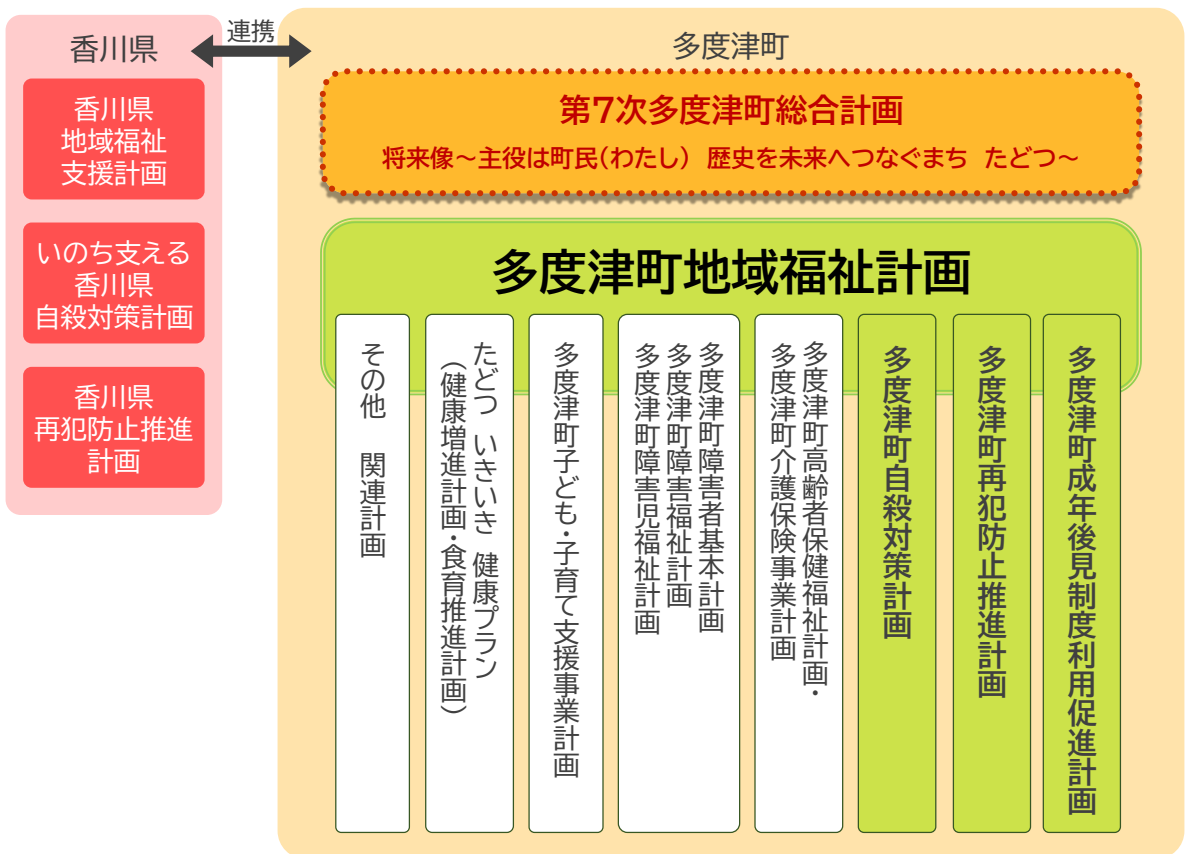
計画策定にあたって

計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)を初年度とし、目標年次を令和10年度(2028年度)とする5か年とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

関連する福祉計画等との連携

本計画は、高齢者・障がい者・子どもといった対象ごとに定めた「保健・福祉等の分野別計画」との整合性と連携を図り、これらの計画を内包する計画です。すなわち、保健・福祉の各分野の縦割りの計画を地域という視点で横断的に再編するということから、「保健・福祉等の分野別計画」の上位計画と位置づけます。



計画の基本的な考え方

基本理念

町民自らが地域福祉の担い手となってお互いを認め合いながら、主体的に活動していくとともに、一人ひとりが自殺を身近な問題として考え、地域全体で自殺を防ぐ取り組みができるよう、さらには包含する成年後見制度利用促進計画及び再犯防止推進計画の趣旨を踏まえ、「みんなでつくろう！～ふれあい、助け合い、支え合えるまち～」を基本理念に掲げ取り組んでいきます。

みんなでつくろう！

～ふれあい、助け合い、支え合えるまち～

地域福祉計画の目標と取組

●数値目標①:現在の住まいに「住み続けたい」人の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)

56.8%

目標値(令和10年度)

65.0%

●数値目標②:日常生活で「不安はない」人の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)

37.8%

目標値(令和10年度)

45.0%

●数値目標③:近所付き合いに「満足している」人の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)

68.2%

目標値(令和10年度)

75.0%

●数値目標④:地域での助け合いへの賛同者の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)

43.2%

目標値(令和10年度)

50.0%

●数値目標⑤:福祉サービスへの満足度(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)

4.7%

目標値(令和10年度)

10.0%



地域福祉計画の目標と取組

基本目標 1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

様々な活動を通じて、町民一人ひとりが互いを認め合い、地域に参加する意識を高めていくとともに、ボランティア活動等により多くの町民の参加を促進し、将来を担う子どもたちへの福祉・社会教育の推進や「我が事」として捉える地域づくり等を通じて、地域に関心を持ち、行動できる人材づくりを推進します。

それぞれの役割

自 助 (一人ひとりが できること)	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアに対する理解を深めましょう。・地域行事や地域活動に、積極的に参加しましょう。・福祉について「我が事」として情報を得る意識を持ちましょう。	など
互 助・共 助 (地域が連携して 取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none">・福祉に関する講座や行事等に協力しましょう。・ボランティア活動の参加を推進しましょう。・あいさつや声掛け、近所の見守りを積極的にする地域づくりを進めましょう。	など
公 助 (行政が推進して いくこと)	<ul style="list-style-type: none">・福祉体験学習や子育て体験学習を推進します。・必要とされる養成講座の開催やボランティア活動の促進支援に努めます。・民生委員・児童委員協議会に対する支援に努めるとともに、委員個々の業務に対しても情報提供等の支援に努めます。	など

基本目標 2 お互いが助け合い、支え合える仕組みづくり

地区組織・団体活動と社会福祉協議会・行政との連携や、身近な地域における見守り・支え合い体制の構築、誰もが気軽に集える居場所づくり等を通じて、お互いが助け合い、支え合える仕組みづくりを推進します。

それぞれの役割

自 助 (一人ひとりが できること)	<ul style="list-style-type: none">・自分が住んでいる地域の活動に関心を持ちましょう。・ゴミ拾いや地域行事の手伝い等、自分のできる活動から取り組みましょう。・隣近所の人とあいさつを交わし、声をかけ合いましょう。	など
互 助・共 助 (地域が連携して 取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none">・地域の連帯感を増やすため、地域行事の際は積極的に参加を促しましょう。・あいさつ運動に関する啓発活動を行いましょう。・健康や福祉に関する行事や講演会の開催等に協力しましょう。	など
公 助 (行政が推進して いくこと)	<ul style="list-style-type: none">・自治会の視察研修の実施や情報共有を行うとともに、自治会の負担軽減に繋がる事業の検討を行います。・町社会福祉協議会及び各地区社会福祉協議会の活動を支援します。・健康や福祉に関する行事や講演会を開催し、新規参加者を増やせるよう、周知・啓発に努めます。	など



地域福祉計画の目標と取組

基本目標 3

地域で福祉を支える基盤づくり

地域の中で孤立したり支援を必要としている人に必要なサービスや支援が届けられるよう、保健・医療・福祉分野の関連機関が連携・協働し、地域の課題に対して「丸ごと」支援する包括的な相談支援体制の強化や、福祉サービスの提供基盤の確保や情報提供体制の充実、さらには生活困窮者への支援等を通じて、地域で福祉を支える基盤づくりを推進します。

それぞれの役割

自助 (一人ひとりが できること)	<ul style="list-style-type: none">・困っている人を見かけたら声掛けをするなど、相互に助け合える関係を築きましょう。・各種相談窓口に関する情報を把握し、気軽に相談窓口を利用しましょう。・身近に支援を必要とする人がいる場合は、相談にのり、サービスの利用を勧めましょう。	など
互助・共助 (地域が連携して 取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none">・日頃から地域で声をかけあい、困っている人を孤立させないようにしましょう。・相談窓口へ一人でいけない人には、みんなで協力して付き添い等を検討しましょう。・情報が必要な人に福祉サービス、各種支援に関する情報を伝えましょう。	など
公助 (行政が推進して いくこと)	<ul style="list-style-type: none">・各相談窓口が中心となって初期相談・情報提供を行い、必要に応じて継続的な支援や専門機関への結びつけを行います。・気軽に相談できる環境づくりに努めます。・広報紙等による情報発信を一層充実します。	など

基本目標 4

誰もが安全に安心して暮らせる環境づくり

地域の防災・防犯活動の充実や、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくり等を通じて、誰もが安全に安心して暮らせる環境づくりを推進します。

それぞれの役割

自助 (一人ひとりが できること)	<ul style="list-style-type: none">・非常用品の準備や災害時の危険箇所、避難場所や避難経路を把握しておきましょう。・防災訓練や自主防災組織、防犯活動に積極的に参加しましょう・ユニバーサルデザインやバリアフリーについての理解を深めましょう。	など
互助・共助 (地域が連携して 取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none">・地域全体で災害時に対応できる体制をつくりましょう。・地域の防犯活動や交通安全活動に参加・協力しましょう。・子ども・高齢者・障がい者の見守り活動を組織的に展開しましょう。	など
公助 (行政が推進して いくこと)	<ul style="list-style-type: none">・避難所・避難経路等の周知を図ります。・防犯意識の向上を図ります。・ユニバーサルデザインに配慮した整備やノーマライゼーションの理念の普及に努めます。	など



自殺対策計画の目標と取組

基本目標

誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり

地域の人々、関係機関、行政が緊密に連携し、自殺に追い込まれる危険性の高い人に対して、適切な支援を行う体制を構築し、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指します。

基本方針

① 生きることの包括的な支援としての対策を推進する

「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進します。

② 関連施策との有機的な連携による総合的な対策を展開する

自殺の要因となりうる生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、関連の分野において支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識の共有を図ります。

③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺の危険性が低い段階よりも前の段階において、啓発、教育等の充実を図ります。

④ 実践と啓発を両輪として推進する

全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、本人が抱える問題に関する専門家につなぎ、見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組みます。

⑤ 関係機関の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、情報を共有化し、相互の連携・協働の仕組みの構築に取り組みます。

⑥ 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺又は自殺未遂をした人やその家族などの名誉及び生活の平穩に十分配慮し、人権やプライバシーを不当に侵害することのないように留意しながら、自殺者及び当該自殺者の親族等に対して適切な支援を行います。

具体的な取組

- (1) 多度津町ひきこもりサポート会議による連携
- (2) 自殺や自殺リスク低下に関する広報啓発活動の実施
- (3) ゲートキーパーの養成
- (4) 不安や悩みの解消への支援 など

●数値目標①: 町における年間自殺者数

現状値(令和4年度)

2人

目標値(令和10年度)

0人

●数値目標②: 悩み等の相談者数(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)

84.4%

目標値(令和10年度)

90.0%



成年後見制度利用促進計画の目標と取組

基本目標

権利を守り、意思に寄り添い、生活を支えるまちづくり

制度の内容や利用方法、相談窓口等について周知・啓発を図るとともに、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な主体が関わり、支援が必要な人を早期に発見し、本人の意思や希望を尊重し、本人に寄り添った適切な支援につなげられる仕組みとして、権利擁護を地域で支えるまちづくりを整備していきます。

具体的な取組

- (1) 権利擁護を地域で支えるネットワークづくり
- (2) チーム・協議会機能の充実
- (3) 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進
- (4) 制度の周知・啓発

●数値目標①: 制度の認知度の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)

33.1%

目標値(令和10年度)

45.0%

●数値目標②: 制度の利用希望者数の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)

27.1%

目標値(令和10年度)

40.0%



再犯防止推進計画の目標と取組

基本目標

非行や犯罪をした人を孤立させないまちづくり

「再犯防止推進法」及び国の再犯防止推進計画の内容を踏まえて、香川県が策定した「香川県再犯防止推進計画」との整合性を図りながら、非行や犯罪をした人を孤立させないまちづくりを目指します。

具体的な取組

- (1) 就労・住居の確保
- (2) 福祉・保健医療サービス及び相談支援の充実
- (3) 学校等と連携した修学支援及び非行の未然防止
- (4) 民間協力者の活動支援及び啓発活動の推進
- (5) 国・県・市町・民間団体との連携強化

●数値目標①: 保護司の認知度の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)

35.7%

目標値(令和10年度)

45.0%

●数値目標②: 非行や犯罪をした人の立ち直りへの協力者数の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)

36.9%

目標値(令和10年度)

45.0%



【多度津町健康福祉課】 〒764-8501 仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号
TEL: (0877) 33-1134

